

広島県告示第九百二十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項の規定によつて、次の樹木の集団を育種母樹林として指定する

令和八年九月三日

広島県知事 横田 美香

広島令八 一		番指 号定	
育種母樹林		源指定 の種採取 別	
ヒノキ		樹種	
三原市		市 郡	所 在 場 所
久井町		町	
吉田	筋原	大字	
羅寺比	バイ ビガ ハラ	字	
四番十一 一〇〇八 四番十、 一〇〇八 四番九、 一〇〇八 四番八、 一〇〇八 四番七、 一〇〇八 四番一、 一〇〇八	一〇六五 一番三	地番	
二、四 九三		(本)本数	
一・三七		タ(面 ー積 ル)	
広島県		氏名	所 有 者
号 町 広島市中区基 一〇番五二		住所	
令和八年九 月三日		年指 月 日定	